

第二十二編 政治一斑

概 説

大正十年の政治界は引續き政友會内閣の時代であつた。昨年の總選舉に絶對多數を占めた政友會を率ゐる原首相は茲に内閣組織後の第三年を迎へて第四十四議會に臨んだのである。

院外に於ける普選運動は昨年ほゞ熾でなかつたが、衆議院へ提出せられた二つの普選案も昨年に於けると同じく時期尚早を理由として即時否決となつた。貴族院では學校昇格問題の論議喧しく一時は内閣の龜裂を疑はしめたが、中橋文相の緘口と原首相の熱心なる辯疏とは辛うじて此の難關を切り抜けしめた。

軍備制限運動は本年初頭其の芽を吹き始め、尾崎行雄氏は軍備制限の決議案を衆議院へ提出したが二月十日否決せられた。

萬鐵事件、阿片問題等は既に議會に於て

も問題となり、やがて中西滿鐵副社長、古賀拓殖局長官その他が起訴せられ有罪の豫

審を下されたが、事件は本年中には終りを告げなかつた。右の外尙多くの疑獄事件が暴露され、爲に所謂綱紀肅正の叫びが六月頃憲國兩黨其の他の政府反対者によつて舉げられた。

陪審制度の創設は原内閣宿望の一つであつて、政府作成の陪審法案は既に樞密院に提出せられ目下其の審議中である。

十一月四日夜、原首相は突如、東京驛構内に於て中岡良一なる一青年の兇刃に斃るに至つたが犯人中岡が、九月、安田善次郎を刺せし朝日平吾と共に社會主義者に非ざる旨述べて居るのは、これ等の恐嚇主義

を以て當然所謂危險思想者の所爲なるべしと做したる一部の人々の期待を裏切るものがあつた。

十一月二十五日に至り天皇陛下の御不例は皇太子殿下の攝政御就任を餘儀なくせしめられた事も特筆すべき出来事と云はねばならぬ。

更に眼を轉じて國際的方面に重要な出来事を求むれば、先づ指を九月ゼネヴァに

開かれた國際聯盟第一回總會と、十一月以來開かれつゝあるワシントン會議とに屈すべきであらう。

原敬氏の歿後、高橋是清氏首相となり同時に政友會總裁に擧げられた。かくて首班を替へしに過ぎざる政友會内閣は其の儘存續し、憲政會の「獨立の生計」拠棄により漸く促進せられた各派合同作成の普選案が一大難關たるべき第四十五議會に臨まんとして大正十年は終りを告げたのである。

以上は本年の政界の概觀であるが、社會的意義の特に重大なる出來事のみに就き左に稍詳しく之を述べ度いと思ふ。

普選運動

大正十年の普選運動は昨年に於けるが如き花々しさを見せなかつた。一月十六日東京上野に於ける第五回民衆大會を始めて三の演説會は開かれたが労働者側にて普選運動に從事したのは僅かに一部の官業労働者に過ぎなかつた。大阪に於ける一月十六日の普選期成關西勞働聯盟會一大阪砲兵工廠の職工を以て組織せる向上會が中心である

一の示威行列及び演説會、一月二十三日の向上會の普選宣傳、關西勞働組合聯合會等亦向上會が其の中心である。主催の普選要求演説會、東京に於ける三月十一日の官業勞働總同盟の演説會の如き即ち是れである。其の他の勞働者の普選運動に對する態度には昨年の半ば頃から著しい變化が顯はれて來た。即ち普選運動が徒らに政爭の具に利用せらるゝのみなるを知り、政治運動のため純眞なる經濟運動の勢力を殺ぐの賢明ならざるを見つた彼等は漸く普選運動より離反せんとする傾向を示して來たのである。此の傾向は本年三月二十七日大阪に於ける友愛會關西勞働同盟會が三十二票對二十六票にて普選運動中止を可決した事本年秋東京に於ける友愛會の大會に其の綱領中より普通選舉に關する一項を削除せんとするの動議が提出された。此の動議は僅かの差で否決されたが一事等に見ても知る事が出來る。勞働者が中心をなして居た普選運動の本年に入りて少しも振はなかつた所以である。

政治一斑

次に第四十四議會に於ける普選案の運命はどうであつたか。憲政會と國民黨と普選同盟會とは相提携して進むべく昨年暮から度々協議を開いたが憲政會は「獨立の生計」要求を示して來た。

尚ほ本年初頭、被選資格を有せざる僧侶一項を飽迄も堅持したので國民黨と普選同盟會は憲政會より獨立して同一歩調をとる事となつた。憲政會中にも急進派たる尾崎鳥田諸氏は憲政會案と相容れず除外例を要求したので會内分裂の端を開かん事を恐れし幹部は(一)本會提出案に對しては除外例を認めざる事(二)第一總會に於ては本會提出案に賛成の事(三)本會提出案に署名せざると同時に他派の提案にも署名せざる事と云ふ妥協案を作成したが急進派は之を無視し自由に行動する事とした。かくて二月三日國民黨普選同盟協調案と憲政會案とが上程され第四十二議會以來繰返された賛成と反対の意見が述べられた後、前者は一四二票對二五八票、後者は一三五票對二四九票にて即決否決となつた。

十二月に至るや憲政會は年來堅持し來つた「獨立の生計」を棄てる事となつたので普選各派の協調成立し同月二十六日築地精養軒に於ける普選各派聯合大會となり第四十議會に於ける普選の氣勢は漸く高まらんとする形勢を示して來た。

軍備制限運動

軍備縮少の聲は歐米に於ても昨年來漸く高きを加へつゝあつたが我が國に於てもかねてより軍備縮少を唱へ來つた尾崎行雄氏は本年に入り更に其の必要を高調し二月八日衆議院へ軍備制限の決議案を提出した。其の理由とする所は(一)財政上より見て歳出の大半を軍事費に費し其の他の方面を忽緒に付するは國運の發展を期する所以に非ず(二)外交上よりも見るも諸外國より軍國主義的國家と見らる結果孤立狀態に陥るの

虞れあり(二)軍備自身の效力如何の點より見るも、今や軍器革新の時機なるを以て多大の軍備殊に海軍充實の計畫は遅に行ふべきに非ずと云ふにあつたが二月十日の衆議院本會議に上程せられた此の案は三十八票對二百八十五票にて即決否決となつた。其後も尾崎氏は全國各地を遊説して軍備制限の必要を宣傳し又軍備制限促進會は二月十七日、大日本實業聯合會は三月十一日共に大阪中央公會堂で軍備制限大演説會を開催した。然し此等の運動には資本主義の傀儡たる軍國主義を打破すべしとなす社會主義的立場からの主張は始んど無かつた様である。

陪審法案

司法に民意を加へんとする陪審制度の採用は原内閣宿望の一つである。従つて政府は二大政綱の一として陪審法案を第四十四議會に提出せんとし、先づ之を樞密院に諮詢したので樞密院では特別委員會を開いて之を審議したが議會開會中には終了しなかつた。其の後政府は之を撤回修正する事二

度本年末に到つて尙樞密院の審議中であつたが同院内でも陪審制度に對しては(一)違憲(二)我が國情に照し無用なる事(三)原案の不備等を理由として反対する者も多いので大修正を餘儀なくされる形勢である。

ワシントン會議

軍備制限の聲が漸く世界的となりつゝあつた本年七月アメリカ大統領ハーディング氏は軍備制限協定を主たる目的とせる一の國際會議召集の議を提唱し右會議は十一月一日からワシントンに開催せられ九ヶ國の全權が参加したが我が國よりは徳川家達、加藤友三郎、幣原貴重郎、植原正直の四氏が全權となつて出席した。同月十二日米國全權ヒューズ氏は日英米三國の海軍制限案を提出し折衝の結果十二月十五日左の如き海軍協定成立を見るに至つた。

一、日、英、米三國は各自主力艦の勢力比率として三、五、五を採用すると同時に香港を加へたる太平洋方面に於ける要塞及び海軍根據地に關し現狀維持を約定す但此制限は布哇諸島濠洲、新西蘭及び日本本土を成す諸島並に米國及び加奈陀の沿岸に適用せらるゝことなく是

等に關しては當該各國に於て完全なる自由を保留す

二、日本は「攝津」を廢止し「陸奥」を加へ、米國はノース・ダコタ・デラウエアを除きワシントン及びコロラドを加へ英國は英國噸數にて三萬五千噸以下のもの二隻を新造しキングジョージ五世級四隻を廢止す

三、代艦建造に當り主力艦の最高噸數を米國噸數の計算法に依り次の如く定む

英、米	五十二萬五千噸
日本	三十一萬五千噸

四、主力艦に關する十年の海軍休暇は特に協定せられたる例外を除き米國提案通り維持さるべき

五、保有せらるべき主力艦の數並に廢止せらるべき主力艦の數に關する日、英、米三國の協定は佛國及び伊太利の主力艦に關する適當なる協定の成立を條件とす。

尙此の會議に於て太平洋の平和を確保する日、英、米、佛の四國協約が成立した。

國際聯盟第二回總會

昨年十一月十五日ゼネヴァに開かれた國際聯盟第一回總會には四十一ヶ國の代表者が出席して種々の問題を討議したが殆んど何の功績も擧げ得なかつた。本年は其の第二回總會が九月五日から又ゼネヴァに開か

れて四十八ヶ國の代表者が出席した。今其

の假議題をあければ次の如くである

- 一、第一回總會開會以來の業蹟に關する理事會及び事務局の報告
- 二、聯盟規約改正委員會、規約第十八條委員會軍備縮少委員會、國際封鎖委員會の各報告
- 三、財政經濟諮詢委員會に關する理事會の報告
- 四、交通委員會の報告
- 五、保健委員會の報告
- 六、理事會に依る阿片委員會報告の提出
- 七、土耳其及び其の接壤地に於ける婦女小兒放逐に關する取締委員會の報告
- 八、婦女小兒の賣買國際會議に關する理事會の報告
- 九、土耳其防運動に關する理事會の報告
- 十、聯盟事務局及び労働事務局の組織的審查委員會の報告
- 十一、智的勞動に關する理事會の報告
- 十二、聯盟の經費分擔及び本件研究委員の決議に關する報告
- 十三、國際司法裁判所判事の選舉
- 十四、智利、ボリビア爭議の審查
- 十五、理事會非常任理事の任命
- 十六、聯盟新參加國に關する協議
- 十七、一九二二年の聯盟豫算の決定
- 十八、前年度の會計検査
- 十九、聯盟規約第六條第二項の修正問題

（六）政治的問題となしそれぞれ委員が任命された。而して此等問題を附議して十月六日閉會となつたが討論の盛んなりし割合に成績は甚だ振はず國際司法裁判所の判事の選任を終り（我が國よりは織田萬氏が之に當選した）し位が特筆に値する事に過ぎない。主なる決定事項左の如くである

一、智利ボリビア間條約改訂問題 ボリビアの要求に係る智利ボリビア間條約改訂に就ては總會は條約改訂に與る權能なき事、條約の適用不能となりたるか、其の存續が世界平和を脅かす場合には總會は一定の條約及び國際關係に就き締盟國の考慮を促すの權能あるものと決定した。

二、委任統治問題 ロバートセシル卿よりC或を除く他の二様式が今尙實現されざるは遺憾である。其の責は理事會に非ずして米國政府に存するが速にA B兩式委任統治組織の決定を望む旨の決議案提出、委員會の審議を経て可決された

三、婦人小兒問題 婦人小兒賣買禁止に關する協約案は本件協約案を締盟國に於て採用せんがため既に其の權限を有する代表は之に調印

し然らざる者は本國に請訓して速に調印せん事を希望する旨の決議案と共に上議され大多數を以て可決、印度日本及びシヤムの代表者は婦女の結婚承認年齢十六歳を廿一歳に引上げる事は不可能なりと主張し留保を求めた。

四、非常任理事、チリ、ブラジル、ベルギースペイン當選す。

五、一九二二年度聯盟豫算は總計二千百萬金貨法であつて昨年に比し三十九萬二千法を減少した。